

総合評価方式の主な改正内容について

(R8年6月)

○改正内容

(1) 技術者要件における施工実績の注書の見直し

入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出を求めている。その場合、技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行うとしていたが、「ヒアリングに出席した技術者（＝確定した技術者）」で評価するよう変更する。

(2) 常時雇用を確認できる書類の変更

常時雇用を確認できる書類として健康保険証等の写しの提出を求めていたが、健康保険証の廃止に伴い、雇用確認書類を変更する。

(3) その他

ガイドライン内に記載の年・年度について、所要の改正を行う。

○適用

令和8年6月以降に発注するものから適用